



三重県公報

令和5年5月12日 (金)

第 412 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
41	都市計画法施行細則等の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
告 示			
314	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	5
315	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	6
316	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	6
317	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	6
318	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(水産資源管理課)	7
319	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
320	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
選 管 告 示			
35	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	8
36	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
37	政治資金規正法による資金管理団体の指定の届出	(同)	9
38	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	9
39	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告	(同)	10
40	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	10
41	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	12
42	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	12
公 告			
	令和5年度三重県登録販売者試験の実施	(薬 務 課)	13
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	13
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	14
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14

規 則

都市計画法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年五月十二日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第四十一号

都市計画法施行細則等の一部を改正する規則

(都市計画法施行細則の一部改正)

第一条 都市計画法施行細則(昭和四十五年三重県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六号様式の二を次のように改める。

第6号様式の2（細則第4条関係）

開発行為（変更）協議書

正	副
---	---

三重県知事 宛て 協議者 所在地 名 称 代表者氏名 連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担当者名 電話及びFAX番号	年 月 日	街 調 非 準 外
---	-------	-----------------------

都市計画法第34条の2第1項（第35条の2第4項）の規定により、開発行為の（変更）協議をします。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番		
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積 ㎡	実測面積 ㎡
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施行者住所氏名			
	5 工事着手予定年月日	年 月 日		
	6 工事完了予定年月日	年 月 日		
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己業務用 その他のもの		
	8 法第34条の該当号及び該当する理由			
	9 その他必要な事項			
※ 受付番号	年 月 日 第 号			
※ 協議成立の条件				
※ 協議番号	年 月 日 第 号			

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本協議が成立することにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本協議が成立することにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 都市計画法に基づく区域区分につき、右上の区分の該当するものに○を付けること。
- 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」欄は、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 7 協議が成立したことをもって開発許可があったものとみなされるので、第7号様式等における「協議番号」欄は、上表に記載された協議番号を記載すること。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

添付書類（図面等）に○印を付けること。			
	市町長の意見書		(24) 土工定規図
	(1) 設計説明書（自己居住用を除く。）		(25) 雨水施設計画平面図
	(2) 資金計画書（自己居住用、自己業務用(1ha未満)を除く。(12)(13)も同様)		(26) 汚水施設計画平面図
			(27) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）
	(3) 地番表（3筆以上の場合）		(28) がけ断面図
	(4) 公共施設管理者の同意書		(29) 擁壁断面図
	(5) 公共施設管理予定者との協議経過書		(30) 防火水槽構造図
	(6) 関係権利者の同意書（印鑑証明書添付）		(31) 排水施設構造図
	(7) 消防協議の経過を示す書面		(32) 調整池構造図
	(8) 申請区域外の工事施行許可書等		(33) 流末水路構造図
	(9) 土地（建物）登記事項証明書		(34) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）
	(10) 地籍図（公図）の写し		(35) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）
	(11) 設計者資格証明書（1ha未満を除く。）		(36) 道路断面図（自己居住用を除く。）
	(12) 申請者の資力及び信用に関する申告書		(37) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）
	(13) 工事施行者の能力に関する申告書		(38) 防災工事計画平面図（原則として1ha未満の場合を除く。(39)(40)も同様)
	(14) 法第34条各号証明書（調整区域の場合）		
	(15) 開発区域位置図		(39) 防災施設構造図
	(16) 開発区域区域図		(40) 排水流量計算書
	(17) 現況図		(41) 構造計算書（又は建築確認済証）
	(18) 地積図（公図）集合図		(42) 安定計算書
	(19) 求積図（全体及び各公共施設）		(43) 予定建築物等の図面（平面図・立面図）
	(20) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図		(44) その他知事が必要と認める書類
	(21) 土地利用計画図		
	(22) 造成計画平面図		
	(23) 造成計画断面図		

※ 変更協議の場合、変更に係る書類のみ添付することとし、下欄も記入すること。なお、当該協議より前に開発変更協議を行っている場合は、「協議の年月日及び番号」欄の空欄に括弧書きで最終の変更協議年月日及び番号もあわせて記載すること。

協議の年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更の理由		

(都市計画法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 都市計画法施行細則の一部を改正する規則(令和五年三重県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則」を「都市計画法施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の都市計画法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている協議書は、同条の規定による改正後の都市計画法施行細則の規定に基づいて提出された協議書とみなす。
- 3 第一条の規定の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 314 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和5年5月12日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470102696	訪問介護事業所 マミー	三重県桑名市多度町中須字寺前 59 番地 2	株式会社マミーハウス	令和5年 5月1日	訪問介護
2470206232	訪問介護ステーション よいかん四日市南	三重県四日市市大治田 3 丁目 2 番 38-6 号	株式会社ボンドワイ エム	令和5年 5月1日	訪問介護
2470206240	くくる訪問介護ステー ション	三重県四日市市西富田 2 丁目 6-17	株式会社アダプト	令和5年 5月1日	訪問介護
2470206257	訪問介護たすける	三重県四日市市阿倉川町 10 番 26 号	株式会社たすける	令和5年 5月1日	訪問介護
2471201497	訪問介護 和 伊賀営 業所	三重県伊賀市上野徳居町 3280 リパルティール伊賀 301	株式会社ADVANCE FREE	令和5年 5月1日	訪問介護
2450280017	小山田老人保健施設	三重県四日市市山田町 5501-1	社会福祉法人青山里 会	令和5年 5月1日	訪問リハ ビリテー ション
2470206265	デイサービスケア ね このうち	三重県四日市市馳出町 3-35-1	合同会社サポートカ ンパニーケアキャッ ト	令和5年 5月1日	通所介護
2470802980	徳デイサービス	三重県伊勢市二見町荘字常福 寺 18-1	株式会社KASUK EYA	令和5年 5月1日	通所介護
2471400891	デイサービスセンター AIDCARE	三重県いなべ市員弁町東一色 939 番地 2	株式会社AIDCA RE	令和5年 5月1日	通所介護
2471400875	つなぐ介護用品	三重県いなべ市員弁町上笠田 2654 番地 1	合同会社つなぐ	令和5年 5月1日	福祉用具 貸与
2471400883	AIDCARE 福祉用 具レンタル・販売	三重県いなべ市員弁町東一色 939 番地 2	株式会社AIDCA RE	令和5年 5月1日	福祉用具 貸与
2470704210	株式会社 u k	三重県松阪市宝塚町 1565 番 地	株式会社 u k	令和5年 5月1日	特定福祉 用具販売

2471400875	つなぐ介護用品	三重県いなべ市員弁町上笠田 2654 番地 1	合同会社つなぐ	令和 5 年 5 月 1 日	特定福祉 用具販売
2471400883	A I D C A R E 福祉用 具レンタル・販売	三重県いなべ市員弁町東一色 939 番地 2	株式会社 A I D C A R E	令和 5 年 5 月 1 日	特定福祉 用具販売

三重県告示第 315 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2450280017	小山田老人保健施設	三重県四日市市山田町 5501-1	社会福祉法人青山里 会	令和 5 年 5 月 1 日	介護予防訪 問りハピリ テーション
2471400875	つなぐ介護用品	三重県いなべ市員弁町上笠田 2654 番地 1	合同会社つなぐ	令和 5 年 5 月 1 日	介護予防福 祉用具貸与
2471400883	A I D C A R E 福祉用 具レンタル・販売	三重県いなべ市員弁町東一色 939 番地 2	株式会社 A I D C A R E	令和 5 年 5 月 1 日	介護予防福 祉用具貸与
2470704210	株式会社 u k	三重県松阪市宝塚町 1565 番地	株式会社 u k	令和 5 年 5 月 1 日	特定介護予 防福祉用具 販売
2471400875	つなぐ介護用品	三重県いなべ市員弁町上笠田 2654 番地 1	合同会社つなぐ	令和 5 年 5 月 1 日	特定介護予 防福祉用具 販売
2471400883	A I D C A R E 福祉用 具レンタル・販売	三重県いなべ市員弁町東一色 939 番地 2	株式会社 A I D C A R E	令和 5 年 5 月 1 日	特定介護予 防福祉用具 販売

三重県告示第 316 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
松田 康佑	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022623
浅野 修孝	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022624

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
前田 広和	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424096

三重県告示第 317 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所
多気郡大台町栗谷字湯谷 1185 番 5 から 1185 番 7 まで、宇赤坂 1285 番 8、1285 番 9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 318 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
雲出川漁業協同組合
津市美杉町竹原 32-4
三重内共第 3 号
- 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり
「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和 5 年 6 月 9 日まで縦覧に供します。
- 3 変更後の遊漁規則の施行の日
令和 5 年 4 月 26 日

三重県告示第 319 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字江田 8475 番 1 地先から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 124 地先まで	旧	13.9～54.1	592.5
	新	13.9～54.1	592.5

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市松尾町字片ビタ 1343 番 4 地先から 鳥羽市松尾町字片ビタ 1343 番 7 地先まで	旧	14.3～24.3	41.7
	新	14.3～25.7	41.7

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 309 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

熊野市五郷町寺谷字水玉り 1000 番 2 地先から 熊野市五郷町寺谷字水玉り 1025 番 4 地先まで	旧	11.7~30.3	109.5
	新	16.2~35.6	109.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町高岡字中尾地 1127 番地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字山田尻 2966 番 1 地先まで	旧	4.8~16.4	600.0
	新	8.7~23.0	600.0

三重県告示第 320 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥羽磯部線	志摩市磯部町山田字畑ノ谷 808 番 2 地先から 志摩市磯部町山田字谷内 877 番 4 地先まで	令和 5 年 5 月 15 日
一般国道 309 号	熊野市五郷町寺谷字水玉り 1000 番 2 地先から 熊野市五郷町寺谷字水玉り 1025 番 4 地先まで	令和 5 年 5 月 12 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 35 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
五十嵐ちひろ後援会	五十嵐 ちひろ	五十嵐 ちひろ	鳥羽市答志町 832	令和 5 年 1 月 17 日	
大橋かつや後援会	諸 岡 篤 司	大 橋 由 紀 子	三重郡菰野町田光 384	令和 4 年 12 月 14 日	
山下こうじ後援会	山 下 晃 治	山 下 恵 治	鳥羽市安楽島町 1075-89	令和 5 年 1 月 30 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
浅田かずえ後援会	浅 田 和 江	代表者	浅 田 和 江	棚 田 祐 介	令和 5 年 1 月 29 日	
石垣智矢後援会	近 藤 均	代表者	近 藤 均	中 村 公 一	令和 5 年 3 月 27 日	
大畑覚後援会	川 本 集 一	代表者	川 本 集 一	崎久保 貴 詳	令和 5 年 2 月 26 日	

		会計責任者	尾畑 仁実	川本 集一	
岡村てつお後援会	家崎 寛明	主たる事務所の所在地	北牟婁郡紀北町 相賀 265-4	北牟婁郡紀北町 相賀 480	令和 4 年 12 月 1 日
河村たかし後援会	里中 晃	代表者	里中 晃	山本 都美男	令和 5 年 1 月 27 日
私鉄三重交通交通政策研究会	加藤 義明	代表者	加藤 義明	竹原 史郎	令和 4 年 9 月 8 日
		会計責任者	阿部 達也	加藤 義明	
税理士による中川正春後援会	加田 静夫	主たる事務所の所在地	四日市市楠町南 五味塚 309-2	亀山市野村町 2-7-15	令和 4 年 1 月 1 日
日本薬業政治連盟三重県支部	藤井 泰浩	代表者	藤井 泰浩	入田 裕一	令和 5 年 4 月 1 日
三重県獣医師連盟	西山 治生	会計責任者	永田 克行	小畑 晴美	令和 5 年 1 月 1 日
森康哲後援会	永尾 壽啓	代表者	永尾 壽啓	小林 聖治	令和 5 年 2 月 9 日

三重県選挙管理委員会告示第 36 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
浅田かずえ後援会	浅田 和江	令和 5 年 1 月 31 日	
野名澄代後援会	野名 康昭	令和 4 年 12 月 31 日	
藤木泰之後援会	藤木 泰之	令和 5 年 3 月 24 日	
未来展望みえの会	鈴木 英敬	令和 4 年 12 月 31 日	

三重県選挙管理委員会告示第 37 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
五十嵐 ちひろ	市議会議員	五十嵐ちひろ後援会	鳥羽市答志町 832	令和 5 年 1 月 15 日

三重県選挙管理委員会告示第 38 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
磯和まさし後援会	磯和雅志	磯和美加	志摩市志摩町越賀 2275-2	
金子研世後援会	金子研世	金子研世	志摩市磯部町恵利原 1067-1	
川野しんや後援会	川野幹男	川野奈穂子	伊賀市緑ヶ丘南町 4020-10	
のろ一男安心して暮らせるまちづくりの会	野呂一男	野呂偉都子	松阪市駅部田町 1715-2	
のろ一男好縁会	野呂一男	野呂偉都子	松阪市駅部田町 1715-2	
山口よしゆき後援会	山口善之	山口小百合	鈴鹿市東磯山 4-20-10	

三重県選挙管理委員会告示第 39 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨及び指定の取消しをした旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 指定

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
松阪市選挙管理委員会	徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町 263 番地 3	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	朝見地区市民センター	松阪市大宮田町 209 番地 4	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	阿坂地区市民センター	松阪市小阿坂町 3315 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	射和地区市民センター	松阪市射和町 586 番地 3	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	伊勢寺地区市民センター	松阪市深長町 905 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	宇気郷地区市民センター	松阪市柚原町 38 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	大石地区市民センター	松阪市小片野町 2304 番地 9	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	大河内地区市民センター	松阪市大河内町 796 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	神戸地区市民センター	松阪市垣鼻町 1461 番地 8	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	櫛田地区市民センター	松阪市豊原町 1118 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	漕代地区市民センター	松阪市早馬瀬町 279 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	茅広江地区市民センター	松阪市茅原町 575 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	西黒部地区市民センター	松阪市西黒部町 713 番地 32	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	橋西地区市民センター	松阪市川井町 772 番地 10	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	機殿地区市民センター	松阪市六根町 885 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	花岡地区市民センター	松阪市大黒田町 1235 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	東地区市民センター	松阪市清生町 533 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	東黒部地区市民センター	松阪市垣内田町 1 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	松尾地区市民センター	松阪市丹生寺町 605 番地	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	松ヶ崎地区市民センター	松阪市松崎浦町 738 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	港地区市民センター	松阪市大平尾町 629 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
松阪市選挙管理委員会	飯南コミュニティセンター	松阪市飯南町粥見 3910 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日

2 指定の取消し

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
四日市市選挙管理委員会	四日市市橋北交流施設	四日市市東新町 26 番 32 号	令和 5 年 4 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示 40 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年5月12日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)	市町名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)
(略)	(略)	(略)	<u>四日市市</u>	<u>四日市市橋北 交流施設</u>	<u>四日市市東新 町26番32号</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>松阪市</u>	<u>徳和地区コミ ュニティセン ター</u>	<u>松阪市上川町 263番地3</u>			
<u>松阪市</u>	<u>朝見地区市民 センター</u>	<u>松阪市大宮田町 209番地4</u>			
<u>松阪市</u>	<u>阿坂地区市民 センター</u>	<u>松阪市小阿坂町 3315番地</u>			
<u>松阪市</u>	<u>射和地区市民 センター</u>	<u>松阪市射和町 586番地3</u>			
<u>松阪市</u>	<u>伊勢寺地区市 民センター</u>	<u>松阪市深長町 905番地</u>			
<u>松阪市</u>	<u>宇気郷地区市 民センター</u>	<u>松阪市柚原町 38番地</u>			
<u>松阪市</u>	<u>大石地区市民 センター</u>	<u>松阪市小片野町 2304番地9</u>			
<u>松阪市</u>	<u>大河内地区市 民センター</u>	<u>松阪市大河内町 796番地</u>			
<u>松阪市</u>	<u>神戸地区市民 センター</u>	<u>松阪市垣鼻町 1461番地8</u>			
<u>松阪市</u>	<u>櫛田地区市民 センター</u>	<u>松阪市豊原町 1118番地1</u>			
<u>松阪市</u>	<u>漕代地区市民 センター</u>	<u>松阪市早馬瀬町 279番地2</u>			
<u>松阪市</u>	<u>茅広江地区市 民センター</u>	<u>松阪市茅原町 575番地</u>			
<u>松阪市</u>	<u>西黒部地区市 民センター</u>	<u>松阪市西黒部町 713番地32</u>			
<u>松阪市</u>	<u>橋西地区市民 センター</u>	<u>松阪市川井町 772番地10</u>			
<u>松阪市</u>	<u>機殿地区市民 センター</u>	<u>松阪市六根町 885番地2</u>			
<u>松阪市</u>	<u>花岡地区市民 センター</u>	<u>松阪市大黒田町 1235番地2</u>			
<u>松阪市</u>	<u>東地区市民セ ンター</u>	<u>松阪市清生町 533番地</u>			
<u>松阪市</u>	<u>東黒部地区市</u>	<u>松阪市垣内田町</u>			

	民センター	1 番地 1			
松阪市	松尾地区市民センター	松阪市丹生寺町 605 番地			
松阪市	松ヶ崎地区市民センター	松阪市松崎浦町 738 番地 1			
松阪市	港地区市民センター	松阪市大平尾町 629 番地 1			
松阪市	飯南コミュニティセンター	松阪市飯南町粥見 3910 番地 1			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 32 号は、廃止します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 29,338

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 283,360

三重県選挙管理委員会告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 33 号は、廃止します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	74,952
四 日 市 市	84,895
伊 勢 市・鳥羽市	39,611
松 阪 市	43,852
桑 名 市・桑名郡	39,613
鈴 鹿 市	53,121
名 張 市	21,463
東 紀 州	18,938
亀 山 市	13,161
いなべ市・員弁郡	19,083
志 摩 市	13,610
伊 賀 市	23,568
三 重 郡	18,173
多 気 郡	12,770
度 会 郡	12,154

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項の規定による令和 5 年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験日時

令和 5 年 9 月 6 日（水） 午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2 試験会場

津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）

津市北河路町 19-1

※ 試験会場に関するお問い合わせについては薬務課薬事班（059-224-2330）へお願いします。

3 試験内容

(1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式

(2) 試験項目と問題数

前半（午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで）

医薬品に共通する特性と基本的な知識 20 問

主な医薬品とその作用 40 問

後半（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

人体の働きと医薬品 20 問

薬事関係法規・制度 20 問

医薬品の適正使用・安全対策 20 問

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 登録販売者試験受験申請書 1 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 受験申請書の提出先

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

(3) 受験申請書の受付期間

令和 5 年 6 月 12 日（月）から同月 23 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします（ただし、正午から午後 1 時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。

(4) 受験手数料

15,000 円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書提出後は返還しません。

5 合格発表

令和 5 年 10 月 20 日（金）午前 10 時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。

また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

西桑名土地改良区（桑名市大字西汰上 320 番地）

就任理事

桑名市大字東方 2218-73 番地
就任監事
桑名市大字東金井 551-1 番地

佐藤 彌
山家 康弘

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（白江野土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 5 年 4 月 26 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 5 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
 - 2 作業地域
三重県全域
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 5 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（国土広域情報修正）
 - 2 作業地域
三重県全域
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 5 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域
三重県全域

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
